

1月23日(日)は 平川市長選挙の投票日です

平川市長選挙は、1月16日(日)に告示され、1月23日(日)が投票日になります。
私たちの声を市政に反映させるための大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。



投票できる方

■年齢要件／平成16年1月24日までに生まれた方

■住所要件

令和3年10月15日以前に住民票が作成された方（転入の届出をされた方）で、引き続き平川市に住んでいる方

※投票日当日までに市外へ転出した方は、投票できません。

投票時間

投票時間は7:00～20:00です。

※共通投票所「イオンタウン平賀」は9:00～20:00です。

※19:00までの投票区

- 第13投票区「小国コミュニティセンター」
- 第14投票区「平川市葛川支所」
- 第21投票区「平川市碓ヶ関公民館」
- 第22投票区「平川市古懸コミュニティ浴場」
- 第23投票区「久吉地区集会所」

投票所入場券

入場券は、告示日（1月16日(日)）以降に郵送します。封書を開くと4人まで記載されていますので、投票所または期日前投票所においでの際は、**切り離してお持ちください。**

■期日前投票の場合

入場券裏面の「選挙の当日投票できない理由」と「氏名」を事前にご記入いただくと、受付をスムーズに行うことができます。

■入場券をなくしたり忘れた場合

入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。なお、その際に本人確認をする場合があります。

投票の方法

■投票日当日に投票する場合

記号式投票で行います。投票用紙には、あらかじめ候補者の氏名が印刷されていますので、投票所に用意してある使い捨て鉛筆で、投票したい候補者の氏名の上の欄に○印をつけてください。

■期日前投票、不在者投票により投票する場合

自書式投票で行います。投票用紙に候補者の氏名を1人だけ記入してください。

期日前投票

投票日当日、仕事や冠婚葬祭、買い物や旅行などで投票所へ来ることができない場合は、期日前投票ができます。

■投票期間／1月17日(月)～1月22日(土)

■投票場所・投票時間

- ・本庁舎1階 会議室…………… 8:30～20:00
- ・尾上総合支所1階 会議室… 8:30～18:00
- ・碓ヶ関公民館1階 ロビー… 8:30～18:00
- ・イオンタウン平賀…………… 10:00～19:00

■葛川支所

- ・期日／1月18日(火)（1日間）
- ・時間／9:00～16:00

■温川・大木平地区にお住いの方

- ・期日／1月22日(土)（1日間）
- ・場所／温川地区多目的集会所
- ・時間／8:30～15:00



不在者投票

■他市町村での投票

仕事などで投票日に他市町村に滞在している方で期日前投票もできない場合は、滞在する市町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。不在者投票を希望する方は、「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入のうえ、選挙管理委員会事務局で請求手続きをしてください。

「不在者投票宣誓書兼請求書」の様式は、選挙管理委員会事務局や尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課に備えてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。請求手続きは、告示日（1月16日（日））前でもできますので、お早めの手続きをお願いします。なお、郵送や代理人による請求も可能です。

■病院、施設などでの投票

県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院（入所）している方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

■郵便投票

身体に重度の障がいのある方または要介護状態区分が要介護5の方は、郵便による不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症により投票所へ行けない方

■特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症に感染し、「自宅療養」または「宿泊療養」している方で、投票用紙などの請求時点で、外出自粛要請または隔離・停留の措置の期間が、選挙期日の告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、郵便などによる不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

※濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。マスクの着用、手指消毒などの基本的な感染防止対策をとったうえで、投票所などで投票してください。

■病院での投票

新型コロナウイルス感染症のため「入院」している方は、県選挙管理委員会が病院を不在者投票施設として指定していますので、病院で不在者投票ができます。詳しくは、病院にお問い合わせください。



投票所では新型コロナウイルス感染症対策を徹底します

有権者の皆さまが安全・安心して投票いただけるように、投票所内での新型コロナウイルスへの感染予防や蔓延防止のための対策に取り組めます。有権者の皆さまも投票所にお越しの際は、ご理解とご協力をお願いします。

■選挙管理委員会が行う感染症対策

- ①投票所入口に手指用消毒液を配置します。
- ②投票管理者、投票立会人、投票事務従事者はマスクを着用します。
- ③投票事務従事者はフェイスシールドを着用します。
- ④他の有権者との距離を確保するため、記載台の間隔を空けます。
- ⑤投票所の定期的な換気を行います。
- ⑥定期的に記載台などの消毒をします。
- ⑦使い捨て鉛筆を用意します。
- ⑧入場の際などに間隔を空けてお並びいただくよう呼びかけを行うことがあります。
- ⑨投票所内が「密」にならないようお待たせすることがあります。

■有権者の皆さんにお願いする感染症対策

- ①投票所へ来場の際は、マスクの着用をお願いします。
- ②投票所の入口で手指消毒をお願いします。
- ③周りの方と一定の距離を保ち、対面・対話などは極力控えてください。
- ④帰宅後は、石けんで手洗いをお願いします。
- ⑤投票所で使い捨て鉛筆を配布しますが、持参した筆記具（黒鉛筆など）を使用して投票用紙に記入することができます。
- ⑥18歳未満の方を同伴する場合、同伴者の感染症予防にも留意してください。
- ⑦発熱などの体調不良がある場合は、投票所事務従事者にお申し出ください。



【問合せ】 選挙管理委員会事務局 ☎44-1111（内線1450）